



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 2
- 沖縄県立自然公園条例の一部を改正する条例（自然保護課）…………… 3
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（情報産業振興課）…………… 4
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課）…………… 4
- 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）…………… 8
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局病院事業経営課）…………… 9
- 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課）…………… 9

### 規 則

- 沖縄県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）…………… 10
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（港湾課）…………… 14
- 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）…………… 14

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（病院事業局病院事業経営課）…………… 17

### 公安委員会事項

- 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（警察本部生活安全企画課）…………… 18

## 公布された条例のあらまし

### ○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 法人の県民税の法人税割の税率の特例の適用期限を延長することとした。（附則第6条関係）
- 2 農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する規定が改められたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（第78条及び第80条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（第63条関係）
- 4 この条例は、一部の規定を除き、令和2年6月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

### ○ 沖縄県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 指定認定機関に係る資格における成年被後見人等の権利の制限に係る措置を見直すこととした。（第23条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（第23条及び第27条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

### ○ 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 新たな企業集積施設の使用料の徴収根拠を定めることとした。（別表関係）
- 2 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則）

### ○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 本部港立体駐車場の使用料の徴収根拠を定めるとともに、その管理に関する事務の一部を、権限移譲の協議が整った伊江村が処理することとした。（第31条、別表第2、別表第5及び別表第7関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第2条等関係)
- 3 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例(条例第57号)

- 1 二級建築士又は木造建築士免許手数料、二級建築士試験又は木造建築士試験に係る受験手数料並びに一級建築士事務所登録手数料及び二級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料の額を改めることとした。(第2条から第4条まで関係)
- 2 この条例は、一部の規定を除き、令和2年3月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 地方自治法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(第7条関係)
- 2 分べん介助料、新生児入院料及び乳児入院料の額の適正化を図ることとした。(別表第3関係)
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第59号)

- 1 風俗案内業を営む者に係る資格における成年被後見人等の権利の制限に係る措置を見直すこととした。(第3条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第2条等関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

## 条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第53号

## 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第63条第14項中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改める。

第78条の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条中「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「(以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。)」を削り、「第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「(昭和55年法律第65号)」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く。」の次に「以下この条及び」を加え、「「農地売買等事

業」を「農地売買事業」に、「にあつては」を「には」に、「（これらの土地の取得の日）」を「（同日）」に、「土地改良法による」を「土地改良法第2条第2項に規定する」に、「同法第2条第2項第2号」を「同項第2号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改める。

第80条第1項中「農地売買等事業」を「農地売買事業」に、「第78条に定める」を「同条に規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改める。

附則第6条第1項中「令和2年5月31日」を「令和7年5月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条第14項の改正規定 公布の日

(2) 第78条及び第80条第1項の改正規定並びに次項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和2年4月1日）

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の第78条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の同条に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の改正前の第78条に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

---

沖縄県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県条例第54号

### 沖縄県立自然公園条例の一部を改正する条例

沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項第1号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第23条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第27条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県条例第55号**

**沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表に次のように加える。

|            |              |        |
|------------|--------------|--------|
| 6号棟事業用専用区画 | 1平方メートル1月につき | 2,151円 |
|------------|--------------|--------|

**附 則**

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

---

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月27日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

## 沖繩県条例第56号

## 沖繩県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖繩県港湾管理条例（昭和47年沖繩県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「あつた」を「あった」に改め、同条第3号中「あつて」を「あって」に改める。

第5条の2中「転びよう」を「転びょう」に改める。

第12条中「あつた」を「あった」に改める。

第14条中「終わつた」を「終わった」に改める。

第15条中「き損」を「毀損」に改める。

第16条中「あつて」を「あって」に改める。

第19条中「あつた」を「あった」に改め、「指定管理港湾施設ごとに」を削り、同条第3号中「沿つた」を「沿った」に改める。

第23条第1項中「に掲げる」を「の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改める。

第30条の表第14条の項中「終わつた」を「終わった」に改める。

第31条を次のように改める。

**第31条** この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる港湾又は港湾施設に係る同表の右欄に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ当該港湾又は港湾施設の所在市町村が処理することとする。

| 港湾又は港湾施設  | 事務   |
|---|--|
| 前泊港 野甫港 仲田港 内花港 奥港 古宇利港 伊江港 本部町に所在する水納港 本部港（浜崎地区及び瀬底地区） 金武湾港（金武地区、並里地区、伊芸地区及び屋嘉地区） 金武湾港（石川地区、天願地区、屋慶名地区、平安座南地区、宮城地区、伊計地 | 1 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務<br>2 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務<br>3 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務 |

区、浜地区及び比嘉地区) 中城湾港(津堅地区及びアギ浜地区) 中城湾港(熱田地区) 中城湾港(西原与那原地区(西原町の区域内に所在する西原・与那原マリンパーク以外の港湾施設)) 中城湾港(馬天地区、仲伊保地区及び安座真地区) 徳仁港 兼城港 粟国港 渡嘉敷港 座間味港 安護の浦港 慶留間港 北大東港 南大東港 来間・前浜港 長山港 多良間港 多良間村に所在する水納港 白浜港 上地港 竹富東港 黒島港 小浜港 鳩間港 船浦港 仲間港 船浮港 祖納港

4 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務  
 5 1から4までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの

2 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、運天港にあっては今帰仁村が、本部港(渡久地地区及び本部地区に限り、本部港立体駐車場を除く。)にあっては本部町が処理することとする。

- (1) 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
- (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
- (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
- (4) 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務
- (5) 第5条の3に規定する関係書類の提示に関する事務
- (6) 第6条の入港届又は出港届の受理に関する事務
- (7) 第6条の2の規定による港内営業の届出の受理に関する事務
- (8) 第7条に規定する港湾施設(港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。)の使用許可に関する事務
- (9) 第8条に規定する使用料(港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使用料を除く。)の徴収に関する事務
- (10) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (11) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (12) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (13) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの

3 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、本部港（本部港立体駐車場に限る。）に係る次に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、伊江村が処理することとする。

- (1) 第3条第10号に規定する行為の許可に関する事務
- (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
- (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
- (4) 第7条に規定する港湾施設の使用許可に関する事務
- (5) 第8条に規定する使用料の徴収に関する事務
- (6) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (7) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (8) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの

別表第1阿護の浦港の項中「阿護の浦港」を「安護の浦港」に改める。

別表第2に次のように加える。

|             |                       |          |                                      |
|-------------|-----------------------|----------|--------------------------------------|
| 本部港立体駐車場使用料 | 普通駐車（普通自動車に限る。）       | 1台1時間につき | 100円（使用時間が6時間を超え24時間までの場合にあっては、700円） |
|             | 定期駐車券による駐車（普通自動車に限る。） | 1台1月につき  | 3,100円                               |

別表第2備考に次のように加える。

- 9 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に規定する普通自動車をいう。
- 10 本部港立体駐車場の使用時間が24時間を超える場合にあっては、24時間ごとにこの表に掲げる本部港立体駐車場使用料（普通駐車に限る。）の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

別表第3中「開きよ水路」を「開きよ水路」に改める。

別表第5備考5中「(昭和35年総理府令第60号)」を削る。

別表第7を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第5条の2、第12条、第14条から第16条まで、第19条、第23条、第30条、別表第1及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

---

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第57号

### 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県二級建築士免許等手数料条例（平成12年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「19,300円」を「24,400円」に改める。

第3条第2項中「17,900円」を「18,500円」に改める。

第4条第2項第1号中「15,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号中「10,000円」を「12,000円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）第2条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定



により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。)又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。

---

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第58号

**沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

別表第3中「126,000円」を「160,000円」に、「63,000円」を「80,000円」に、「午後5時15分」を「午後5時」に、「9,870円」を「10,000円」に、「627円」を「650円」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間における分べん介助料に係る改正後の別表第3の規定の適用については、同表中「160,000円」とあるのは「143,000円」と、「80,000円」とあるのは「71,500円」とする。

---

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第59号

## 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「同条第7項第1号」を「第7項第1号」に改め、同条第3号ア中「沖縄県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）」を「公安委員会規則」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第3条第7号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 心身の故障により風俗案内業を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの

第4条第1項中「の各号」を削り、同条第2項及び第3項中「届出書を提出」を「届出を」に改める。

第6条第2項第2号中「同条第7項第1号」を「第7項第1号」に改め、同条第3項中「同項」を「これら」に、「届出書を提出」を「規定による届出を」に改める。

第7条中「の各号」を削り、同条第4号ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第8条及び第9条中「入り口」を「入口」に改める。

第17条の見出しを「（公安委員会規則への委任）」に改める。

第18条第2項中「18歳未満の者」を「青少年」に改め、同項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

沖縄県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第70号

## 沖縄県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立自然公園条例施行規則（昭和55年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第37条」に、「第37条—第42条」を「第38条—第43条」に、「第43条—第46条」を「第44条—第47条」に、「第47条—第50条」を「第48条—第51条」に改める。

第2条第7号中「鋼索鉄道」を「鉄道」に改め、同条第10号中「養漁施設」を「動物繁殖施設」に改める。

第14条中第29項を第30項とし、第26項から第28項までを1項ずつ繰り下げ、同条第25項中「第23項第1号」を「第24項第1号」に改め、同項を同条第26項とし、同条中第24項を第25項とし、第12項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 条例第20条第4項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

(3) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(4) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

第19条第7号中「河川管理施設」の次に「（樹林帯を除く。）」を加え、同条第10号中「施設（）」の次に「同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、」を加え、「漁業再建整備特別措置法（昭和51年法律第43号）第2条第2項に規定する沿岸漁業」を「沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載魚漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）」に改め、同条第11号中「防護さく」を「防護柵」に改め、同条中第119号を第135号とし、第118号を第134号とし、第117号を削り、第116号を第133号とし、第84号から第115号までを17号ずつ繰り下げ、同条第83号中「第5条第6項に規定」を「第4条第6項に規定」に改め、同号を同条第100号とし、同条第82号を同条第99号とし、同条第81号イ中「、農作物」を「又は農作物」に改め、同号を同条第98号とし、同条第80号を同条第96号とし、同号の次に次の1号を加える。

(97) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第19条第79号を同条第93号とし、同号の次に次の2号を加える。

(94) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

(95) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第19条中第78号を第92号とし、第77号を第91号とし、同条第76号中「自然公園において」を削り、同号を同条第89号とし、同号の次に次の1号を加える。

(90) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第19条第75号を同条第87号とし、同号の次に次の1号を加える。

(88) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第19条中第74号を第86号とし、第73号を第85号とし、第72号を第83号とし、同号の次に次の1号を加える。

(84) 認定保護増殖事業のために条例第20条第4項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

第19条中第71号を第82号とし、第62号から第70号までを11号ずつ繰り下げ、第61号を第70号とし、同号の次に次の2号を加える。

(71) 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(72) 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第19条中第60号を第69号とし、第59号を第68号とし、第58号を第67号とし、同条第57号中「広告物その他これに類する物」を「広告物等」に改め、「広告その他これに類するものを」を削り、同号を同条第66号とし、同条中第56号を第65号とし、第44号から第55号までを9号ずつ繰り下げ、同条第43号中「採取し」を「掘採し」に改め、同号を同条第52号とし、同条中第42号を第51号とし、第26号から第41号までを9号ずつ繰り下げ、同条第25号中「すること」を削り、「同じ。）」の次に「すること。」を加え、同号を同条第34号とし、同条第24号中「(平成16年法律第78号)」を削り、同号を同条第33号とし、同条第23号を同条第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

(32) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第19条中第22号を第30号とし、第19号から第21号までを8号ずつ繰り下げ、同条第18号中「宅地内」を「宅地」に改め、同号を同条第26号とし、同条第17号を同条第18号とし、同号の次に次の7号を加える。

(19) 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

(20) 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

(21) 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

(22) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

(23) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

(24) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(25) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

第19条第16号の次に次の1号を加える。

(17) 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第21条第1号中「第21号、第22号、第24号、第30号、第34号、第35号、第36号、第38号、第58号、第60号、第61号、第76号、第96号、第102号、第111号及び第114号」を「第29号、第30号、第33号、第39号、第43号から第45号まで、第47号、第67号、第69号、第70号、第89号、第113号、第119号、第128号又は第131号」に改め、同条第2号中「第43号及び第75号」を「第52号及び第87号」に改め、同条第15号中「第22条第24号又は第25号」を「第19条第52号又は第53号」に改める。

第50条を第51条とする。

第49条中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第50条とし、第48条を第49条とし、第47条を第48条とする。

第5章中第46条を第47条とし、第43条から第45条までを1条ずつ繰り下げ、第4章中第42条を第43条とし、第41条を第42条とし、第40条を第41条とする。

第39条第3項に次の1号を加え、同条を第40条とする。

(3) 県及び国等以外の者が、条例第37条第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

第38条第1号アを次のように改め、同条を第39条とする。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第4章中第37条を第38条とする。

第36条第1項中「第33条第2項」を「第34条第2項」に改め、第3章中同条を第37条とする。

第35条第1号中「第17号」を「第25号」に、「第43号から第46号まで」を「第52号から第55号まで」に、「第57号から第61号まで」を「第66号から第72号まで」に、「第83号及び第84号」を「第100号又は第101号」に改め、同条を第36条とする。

第34条第1号に次のように加える。

コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

第34条を第35条とし、第28条から第33条までを1条ずつ繰り下げ、第27条の次に次の1号を加える。

(条例第23条第3項第2号の規則で定める者)

**第28条** 条例第23条第3項第2号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第1号様式(注)2(8)、第2号様式(注)2(7)、第3号様式(注)1(4)、第4号様式(注)2(5)、第5号様式(注)2(5)、第6号様式(注)2(6)、第7号様式(注)2(4)、第8号様式(注)2(8)、第9号様式(注)2(8)、第10号様式(注)2(7)、第11号様式(注)2(10)、第12号様式(注)2(6)、第13号様式(注)2(6)、第14号様式(注)2(6)、第15号様式(注)2(8)、第16号様式(注)2(7)、第17号様式(注)2(7)、第18号様式(注)2(8)、第19号様式(注)2(7)、第20号様式(注)2(5)、第21号様式(注)2(7)、第22号様式(注)2(6)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第23号様式中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式(注)(5)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第24号様式中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式(注)(5)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第25号様式中「県立公園」を「県立自然公園」に、「届け出ます」を「次のとおり届け出ます」に改め、同様式(注)(5)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第26号様式中「県立公園」を「県立自然公園」に、「届け出ます」を「次のとおり届け出ます」に改め、同様式(注)(5)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第27号様式中「第33条関係」を「第34条関係」に、「県立公園」を「県立自然公園」に、「届け出ます」を「次のとおり届け出ます」に、

|                 |           |  |
|-----------------|-----------|--|
| 土地形状変更等の原因となる行為 |           |  |
| 施行方法            | 施行面積      |  |
|                 | 工事の方法     |  |
|                 | 変更後の土地の形状 |  |
|                 | 関連行為の概要   |  |
|                 | 変更後の取扱い   |  |

を

|        |  |
|--------|--|
| 工作物の種類 |  |
|--------|--|

|           |            |  |      |
|-----------|------------|--|------|
| 施行方法      | 敷地面積       |  | に改め、 |
|           | 規模         |  |      |
|           | 構造         |  |      |
|           | 主要材料       |  |      |
|           | 外部の仕上げ及び色彩 |  |      |
|           | 関連行為の概要    |  |      |
| 施行後の周辺の取扱 |            |  | 」    |

同様式（注）(4)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第28号様式中「第33条関係」を「第34条関係」に、「県立公園」を「県立自然公園」に、「届け出ます」を「次のとおり届け出ます」に改め、同様式（注）(5)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第29号様式中「第33条関係」を「第34条関係」に、「県立公園」を「県立自然公園」に、「届け出ます」を「次のとおり届け出ます」に改め、同様式（注）(4)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第30号様式中「第33条関係」を「第34条関係」に、「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式（注）(4)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第31号様式中「第33条関係」を「第34条関係」に、「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式（注）(5)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第32号様式中「第33条関係」を「第34条関係」に、「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式（注）(5)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第33号様式中「第33条関係」を「第34条関係」に改め、同様式（注）(6)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第34号様式中「第39条関係」を「第40条関係」に改め、同様式（注）2(7)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第35号様式中「第39条関係」を「第40条関係」に改める。

第36号様式中「第41条関係」を「第42条関係」に改め、同様式（注）2(4)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第37号様式中「第42条関係」を「第43条関係」に改め、同様式（注）(3)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第71号**

**沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（令和元年沖縄県条例第56号）の施行期日は、令和2年2月1日とする。

---

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第72号**

**沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県港湾管理条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第142号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「あつた」を「あった」に改め、同条第4項を削る。

第4条中「第2号様式」を「第1号様式」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、本部港立体駐車場の使用については、この限りでない。

第6条第1項の表岸壁、物揚場又は栈橋の項中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同表給電設備の項中「第3号様式の2」を「第3号様式」に改める。

第7条中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第15条を第19条とする。

第14条中「第31条第13号」を「第31条」に、「あつて」を「あって」に、「本部港（渡久地地区及び本部地区に係る部分に限る。）及び運天港以外の港湾」を「同条第2項又は第3項に規定する港湾又は港湾施設」に改め、同条第2号中「第11条第1号」を「第15条第1号」に改め、同条第3号中「第11条第2号」を「第15条第2号」に改め、同条第4号中「第11条第3号」を「第15条第3号」に改め、同条を第18条とし、第13条を第17条とする。

第12条第2項第1号、第2号及び第4号中「あつては」を「あっては」に改め、同条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、第9条を第13条とする。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号に該当する場合は、同号に掲げる手帳を係員に提示すれば足りる。

第8条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料（定期駐車券による駐車料を除く。）を減額するものとし、その減額する額は、駐車料の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している自動車を本部港立体駐車場から出場させる際に、当該手帳を係員に提示した場合 5割

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から交付される療育手帳

(2) 前号に定めるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合 知事が認める割合

第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（本部港立体駐車場の入出場時間）

**第8条** 本部港立体駐車場の入出場時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認めるときは、入出場時間を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により入出場時間を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ県公報で告示するものとする。

（利用の方法）

**第9条** 本部港立体駐車場に自動車を駐車させようとする者は、本部港立体駐車場に入場する際に、駐車券の発行を受けなければならない。

2 前項の駐車券の発行を受けた者は、条例第7条第1項の許可を受けたものとみなす。

3 本部港立体駐車場から自動車を出場させようとする者は、第1項の駐車券を駐車料金精算機に挿入し、本部港立体駐車場使用料（以下「駐車料」という。）を納付し、又は精算しなければならない。

（定期駐車券）

**第10条** 定期駐車券の有効期間は、月の初日から末日までの1月単位とする。

2 定期駐車券の発行の申込みは、定期駐車券発行申込書（第7号様式の3）によるものとする。

3 知事は、本部港立体駐車場の利用状況等を勘案し、不相当と認めるときは、前項の規定による申込みをした者に定期駐車券を発行しないことができる。

(駐車券の紛失)

**第11条** 本部港立体駐車場に自動車を駐車させている者が駐車券又は定期駐車券を紛失したときは、直ちに駐車券（定期駐車券）紛失届（第7号様式の4）を知事に届け出て指示を受けなければならない。

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とする。

第3号様式中「併記すること」を「併記すること。」に、「びよう泊」を「びよう泊」に、「なつて」を「なつて」に、「記入しないこと」を「、記入しないこと。」に改め、同様式（注）3中「あつては」を「あつては」に改め、同様式を第2号様式とする。

第3号様式の2中「あつては」を「あつては、」に、「名称・代表者氏名」を「名称及び代表者の氏名」に改め、同様式を第3号様式とする。

第4号様式中「あつては」を「あつては、」に、「名称・代表者氏名」を「名称及び代表者の氏名」に、「記入しないこと」を「、記入しないこと。」に改める。

第7号様式及び第7号様式の2中「あつては」を「あつては、」に、「名称・代表者氏名」を「名称及び代表者の氏名」に改める。

第7号様式の2の次に次の2様式を加える。

**第7号様式の3**（第10条関係）

定期駐車券発行申込書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
申請人 氏 名 印  
連絡先

（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり本部港立体駐車場の定期駐車券の発行を受けたいので、沖縄県港湾管理条例施行規則第10条第2項の規定により、申し込みます。

記

|               |   |
|---------------|---|
| 自動車登録番号又は車両番号 |   |
| 使 用 年 月       | 年 月 ~ 年 月   |
| 決 定 区 分       | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 |
| ※処理欄<br>発 行 日 | 年 月 日   |
| 発 行 番 号       |   |
| 取扱者の氏名及び印     | 印   |

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 定期駐車券の有効期間は、月の初日から末日までの1月単位となります。

3 駐車場の利用状況等を勘案し、定期駐車券を発行しない場合があります。

**第7号様式の4**（第11条関係）

駐車券（定期駐車券）紛失届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所



申請人 氏 名 印  
 連絡先  
 (法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

指定駐車場の駐車券（定期駐車券）を紛失したので、沖縄県港湾管理条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 入場の年月日及び時刻       |                     |
| 自動車登録番号又は車両番号    |                     |
| 駐 車 券 の 種 類      |                     |
| ※<br>処<br>理<br>欄 | 受 理 年 月 日 年 月 日     |
|                  | 出場の年月日及び時刻          |
|                  | 納 付 駐 車 料 金 額       |
|                  | 取 扱 者 の 氏 名 及 び 印 印 |

注 ※印欄は、記入しないこと。

第8号様式中「（第8条関係）」を「（第12条関係）」に改め、「して下さるよう」を削る。

第9号様式中「（第9条関係）」を「（第13条関係）」に、「お届けします」を「届けます」に改め、同様式（注）(3)中「あつては」を「あつては、」に改める。

第10号様式中「（第10条関係）」を「（第14条関係）」に改める。

第11号様式中「（第10条関係）」を「（第15条関係）」に改める。

第12号様式中「（第11条関係）」を「（第15条関係）」に改める。

第13号様式中「（第12条関係）」を「（第16条関係）」に、「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この規則は、沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（令和元年沖縄県条例第56号）の施行の日（令和2年2月1日）から施行する。

**病院事業局事項**

**沖縄県病院事業局管理規程第15号**

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月27日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第4条、第5条及び第6条第2項中「病院長」を「院長」に改める。

第7条中「第10条第2項」を「第10条第2項第4号」に改める。

第9条中「病院長に提出して」を「院長に提出し」に改める。

第10条及び第13条中「病院長」を「院長」に改める。

別表第1中「126,000円」を「160,000円」に、「63,000円」を「80,000円」に、「午後5時15分」を「午後5時」に、「9,870円」を「10,000円」に、「627円」を「650円」に改める。

第1号様式中「諸規程その他病院長」を「条例その他諸規程又は院長」に改める。

第3号様式中「、病院長」を「、院長」に、「、その他」を「その他」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第4条、第5条、第6条第2項、第7条、第9条、第10条、第13条、第1号様式及び第3号様式の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和元年12月27日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から令和3年3月31日までの間における分べん介助料に係る改正後の別表第1の規定の適用については、同表中「160,000円」とあるのは「143,000円」と、「80,000円」とあるのは「71,500円」とする。

3 改正後の第1号様式の規定による入院申込書は、当分の間、従前の様式による入院申込書によることができる。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月27日

沖縄県公安委員会

#### 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成24年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「の各号」を削る。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第4項中「の各号」を削り、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第3項中「の各号」を削り、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項及び第2項中「の各号」を削り、同条を第8条とする。

第6条第2項中「届出書を提出」を「規定による届出を」に改め、「経過して」の次に「届出書を」を加え、同条第3項中「第4条第1項に規定する」を「第5条第1項の」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第3項中「の各号」を削り、同条第4項中「の各号」を削り、同項第3号イ中「第6号」を「第7号」に改め、同号ウ中「成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない」に改め、同項第4号ウ中「第5号」を「第6号」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（心身の故障により風俗案内業を適正に行うことができない者）

**第3条** 条例第3条第6号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により風俗案内業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

様式第1号中「第3条」を「第4条」に改める。

様式第2号中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

様式第3号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第4号中「第8条」を「第9条」に改める。

様式第5号中「第9条」を「第10条」に改める。

様式第6号中「第10条」を「第11条」に改める。

様式第7号中「第12条」を「第13条」に改める。

様式第8号中「第13条」を「第14条」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年12月27日から施行する。



|   |   |
|---|---|
| <p>発行所<br/>沖縄県総務部<br/>総務私学課<br/>電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社<br/>〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p> |
|---|---|